

# 令和4年度つるぎ町職員採用試験案内

令和4年6月24日



〒779-4195

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3

電話 0883-62-3111

受付期間 令和4年7月8日（金）～8月8日（月）

第1次試験日 令和4年9月18日（日）

- (1) 試験案内・申込書は、7月1日（金）から配付を開始します。
- (2) 郵便による申込みは、8月8日までの消印のあるもの限り受け付けします。
- (3) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日については、受け付けできません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、試験日程等を変更する場合は、つるぎ町のホームページでお知らせします。

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度	若干名	つるぎ町において、一般行政事務に従事します。
保健師	短期大学卒業程度	若干名	つるぎ町において、保健師の業務に従事します。

「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

## 2. 受験資格

試験区分		受験資格
一般事務	高等学校卒業程度	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
保健師	短期大学卒業程度	平成4年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者又は令和5年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの者

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 当町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者  
(心身耗弱を原因とするもの以外)

### 3. 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第1次試験	令和4年9月18日(日) (1)開場時間 9時から (2)試験時間 ・一般事務 10時から13時20分まで ・保健師 10時から15時00分まで	四国大学(徳島市応神町古川字戎子野123-1)  ※ 送迎に限り、正門からの車の乗り入れを認めます。警備員の誘導に従い、所定の場所で乗降してください。 なお、付近に受験者並びに送迎専用の駐車場はありません。
第2次試験	令和4年11月中旬までに実施 日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。	

### 4. 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験を行います。

(1) 第1次試験は、次のとおり行います。

#### 【一般事務】

試験種目	時 間	試 験 の 方 法
教養試験(40題)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度以上の択一式による筆記試験を行います。
性格特性検査 (150題)	13時00分から 13時20分まで	公務員として職務遂行上必要な素質及び適正について、書面による検査を行います。

#### 【保健師】

試験種目	時 間	試 験 の 方 法
教養試験(40題)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度以上の択一式による筆記試験を行います。
専門試験(30題)	13時00分から 14時30分まで	専門的知識(公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論)について択一式による筆記試験を行います。
性格特性検査 (150題)	14時40分から 15時00分まで	公務員として職務遂行上必要な素質及び適正について、書面による検査を行います。

(2) 第2次試験は、第1次試験合格者に対して、次のとおり行います。

試験種目	試験の方法
作文試験	公務員として必要な思考力、文章による表現力、課題に対する理解力等を有するかどうかについて試験を行います。
口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

## 5. 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和4年10月下旬に当町の指定する掲示板に公告するとともに合否にかかわらず、文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和4年11月下旬に当町の指定する掲示板に公告するとともに合否にかかわらず、文書で通知します。

## 6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。この名簿の有効期限は、原則として1年間とします。
- (2) 採用は、原則として令和5年4月1日以降です。
- (3) 受験資格に記載した期限までに当該免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。

## 7. 給与

採用された場合の給与は、当町給与条例に基づき支給されます。

## 8. 受験手続及び申込受付期間

### (1) 申込用紙

申込用紙は、当町役場総務課に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験申込書請求（試験区分〇〇〇〇）」と朱書き、返送先を記入した返信用封筒（A4版が入る封筒に140円切手をはったもの）を必ず同封してください。

### (2) 受験申込先

当町役場総務課宛

### (3) 受付期間

ア 令和4年7月8日（金）から8月8日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付けします。

ただし、土曜日、日曜日、祝日については受け付けできません。

イ 郵便による申込みの場合には、封筒の表に「試験申込（試験区分〇〇〇〇）」と朱書き、必ず「一般書留郵便」により町役場総務課宛に送付ください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきにあて先を記入し、63円切手を必ずはってください。

(4) 提出書類

- ア 職員採用試験受験申込書1部（所定の申込用紙を使用すること。）
- イ 保健師を受験される方は、受験資格の免許の写し（取得見込み者は除く。）

(5) 受験票

- ア 受験票は申込みの際に交付します。
- イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、8月31日までに届かない場合は、電話で当町総務課（電話0883-62-3111）へ連絡してください。
- ウ 受験票の写真是、申込みの際にはってはいけません。申込み後、受験票を受取ってから申込み前6カ月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）をはって第1次試験当日必ず持参してください。試験当日、受験票のない場合、受験票に写真をはっていない場合又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受験できません。

9. その他

- (1) 第1次試験の択一式試験の採点は、光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。
- (2) 時計は、時間機能だけのものに限りませす。（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用できません。）
- (3) 試験場に駐車場はありません。公共交通機関を利用してください。  
なお、送迎に限り、正門からの車の乗り入れを認めませす。警備員の誘導に従い、所定の場所で乗降してください。
- (4) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに当町のホームページでお知らせませす。
- (5) この試験についての問い合わせ先

つるぎ町役場総務課

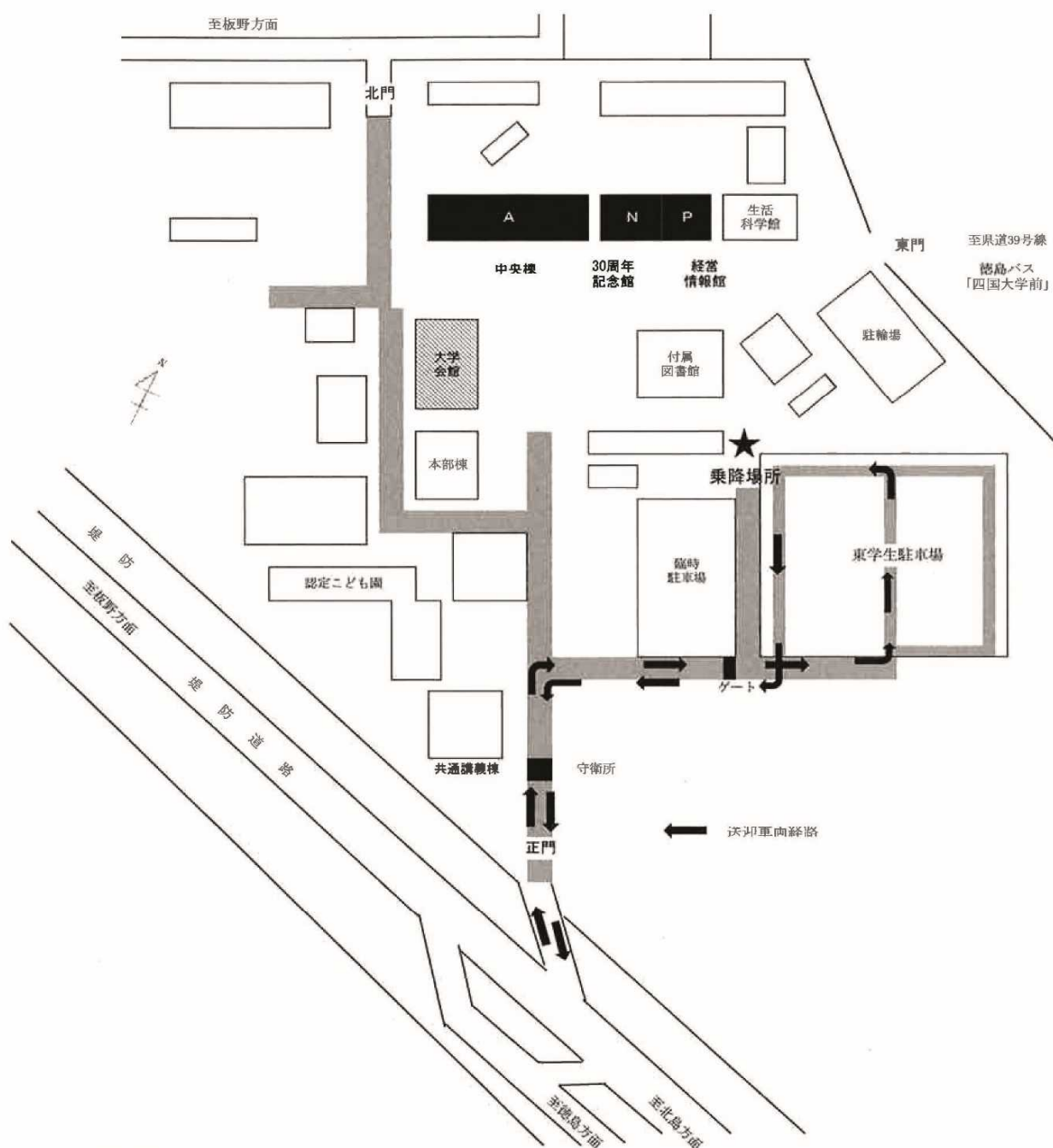
〒779-4195

美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3

電話0883-62-3111

※第1次試験場案内図

試験会場案内図（四国大学）



【試験場等】

試験場・・・A・N・P館（内部で繋がっております）  
昼食場所・・・N館ロビー、大学会館、外構（試験場は食事禁止です）

【アクセス】

徳島駅から約15分 徳島バス「四国大学前」下車

【注意事項】

車により送迎する場合は正門から入構し、警備員の指示に従い、所定の場所にて乗降してください。  
なお、構内は一方通行で、正門から退出してください。